

## 倫理規程の運用等に関して

### 倫理規程違反への対応は明確に等のご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）頃までに頂いたご意見

#### 安達武雄様から頂いたご意見 1

行動指針を追加する：

具体的には、National Society of Professional Engineers の

「技術者のための倫理規程」、II. 実務の原則、1 . a. および e 項のような内容を含める。  
（科学技術者の倫理 その考え方と事例、丸善、1998,p.443 から引用）

a. 技術者の判断が、生命または財産を危険にさらす事情のもとでくつがえされる場合、その雇用者または依頼者およびその他の適当とみられる権限ある者に通知する。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

大変重要ご指摘を有難うございました。2 - 5（現在は2 - 6）＜安全性向上の努力＞としてご主旨を反映いたします。

#### 安達武雄様から頂いたご意見 2

e. 技術者は、この規程への違反とみるべきことを知ったときは、それを適当な専門職団体および関連がある場合には公的機関へ報告し、正当な権限がある者には必要があれば情報または援助を提供する協力をする。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これを遵守させる仕組みは別に考えなくてはならないものです。例えば学会に倫理委員会を常設し、倫理規定に違反している会員に警告を発したり、会員がその所属する組織との間で倫理上のトラブルを生じたとき調整する機能を持たせるというのも考えられます。しかしながら学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。ご猶予をいただきますようお願い申し上げます。

#### 北岡逸人様から頂いたご意見

学会員が倫理規定に反した言動をとった場合、学会からの除名など、違反の程度に応じた罰則を定め、規定の最後の方なりに盛り込むことが必要ではないでしょうか？

又、積極的に規定を守ったり、困難な状況で規定を守り通した場合など、何らかの評価がなされる規定も必要かと思えます。

特に、今回の倫理規定が、原子力関係者内だけでなく、対社会に向けてのメッセージでもあるなら、いわゆる原子力産業界のありように、社会が倫理面にまで踏み込んだ批判を、

原子力関係者に対して向けた、その事への対応という側面があるなら（私はあるのではと感じていますが・・・）倫理規定を定めたのは良いとして、違反した場合の規定も不可欠と思われる。それこそ、ある種の本気さを感じさせますし、良い意味での緊張感も関係者に生まれる可能性があると思われる。

規定を定める必要がある、つまり倫理上の乱れが実際にあるのに、一旦規定を定めれば、守られるだろう、想像もしないような違反があるとは考えもしない、といったのんきさと言うか、自己満足というか、甘さを全体的に案から感じます。

これは、一旦安全審査基準を策定すれば、まるでそれが守られる事も保証されたかと、関係者が感じていそうな、外野からの感触と似たような印象です。

直接は関係ありませんが、2 - 8 . (現在は2 - 10) に、会員は、公衆の安心を求めることで自らが安心してしまってはならない。という文言がありますが、似た感じで、会員は倫理規定を定めたことで、倫理規定が守られたものと錯覚してはならない、といったものです。

不可能ではないですが、現状では、この案の内容でさへ、会員が守るのは困難な場合が多々あると感じます。規定を定めて、やっと規定が守られるような状況が出来たのであり、すぐには規定に反するような言動は無くならないと覚悟すべきです。

だからこそ、守った場合は評価を、違反した場合は罰則を、追加して定める必要があると思います。

そうした規定を実行するには多くの作業が必要でしょうが、そこまで出来て、ある種の自浄作用が「原子力村」にも存在するのだと、外部からも認められる可能性が生ずるのです。尚、罰則を盛り込む場合、釈明や名誉回復の機会を与えることも必須ではありますが・・・。以上、宜しくご検討頂ければ幸いです。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これを遵守させる仕組みは別に考えなくてはならないものです。例えば学会に倫理委員会を常設し、倫理規定に違反している会員に警告を発したり、会員がその所属する組織との間で倫理上のトラブルを生じたとき調整する機能を持たせるというのも考えられます。しかしながら学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。ご猶予をいただきますようお願い申し上げます。

#### 宮沢龍雄様から頂いたご意見

このような内容の規定に違反をした場合は、退会処分、学会誌で公表、告発、などが背後では考えられているのかどうか知りたい人もいるのではないかと思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これを遵守させる仕組みは別に考えなくてはならないものです。例えば学会に倫理委員会を常設し、倫理規定に違

反している会員に警告を発したり、会員がその所属する組織との間で倫理上のトラブルを生じたとき調整する機能を持たせるというのも考えられます。しかしながら学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。ご猶予をいただきますようお願い申し上げます。

#### 匿名希望A様から頂いたご意見1

会員規約と規定の関係はどうなっているのか。規定違反者は除名などの制裁を受けるのか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

学会は倫理規定を提示することにより会員の自覚を促すことまでが責任範囲であり、会員を裁くことは学会の責任を超えと考えます。倫理規定と法律の差はここにあります。倫理規定は会員が倫理上の問題に突き当たったとき正しい道を探す手段の一つです。また、倫理上の問題について考える習慣をつけるよう会員に促す事も目的です。実効をあげるためには倫理規定を材料に会員間で議論が起こることこそが大切だと考えます。つまり倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これの遵守状況を見守る、あるいは推進する仕組みは別に考えなくてはなりません。しかし現在、当学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。しばらくのご猶予をお願い致します

#### 匿名希望A様から頂いたご意見2

外部との関係はどうなるのか。外部の人間はこの規定に基づき、学会、会員にクレームを出せるか。外部の声を聞き取る仕組みを持っているか。公衆の問いかけに答える義務を考えなくてよいか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

学会は倫理規定を提示することにより会員の自覚を促すところまでが当面の責任範囲です。従って倫理規定そのものについてならば今後も外部の方からのご意見を拝聴し、改訂の際には参考とさせて頂きたいと存じます。

一方、倫理規定を遵守させる仕組みは、規定とは別に考えなくてはならないものです。外部の方々がこの規定に基づいて会員に対するクレームを寄せる窓口を学会に用意することも考えられますが、学会は現在、まだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。

#### 匿名希望C様から頂いたご意見

学会が、倫理を定めた場合、そのフォローはするのですか、出ただけですか。・・・出した以上は責任を持って遵守状況を確認しなければ科学技術庁と一緒に。これは学会の役割とはを考えて、実効のあがるものにするべきでは無いでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

そのとおりです。学会は倫理規定を定めた上で、その考え方をできるだけ多くの会員に伝

え、それをもとに会員が倫理上の問題について考える習慣をつけるよう促すべきです。また、必要によりこの倫理規定をさらによいものに改めてゆくための活動も続けるべきだと考えております。しかしこれはまだ先のことで決まっておりません。ご了承ください。

#### 匿名希望D様から頂いたご意見

学会員に難題を課する

行動指針には多数の「しなければならない」規定がありますが、学会員にとって自分にできそうもない崇高なあるいは難題の規定は、これを守れなければ、道義的には退会するか、規定を無視して行動するかしなくなるでしょう。こうなるとは何のための規定かを問われることになり、制定する意味が雲散するでしょう。学会員となる時学会の設立の趣旨のみを了解して加入した会員に対して後からできた規定で厳しく律することは、加入という契約の趣旨を変え、義務の規定に対する踏み絵を踏ませる結果になります。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

既に会員であるかたに対しては、倫理規定について十分ご理解いただいた上、総会の場でご承諾いただくという手続きを踏ませていただきます。また倫理規定制定後に新たに会員になっていただくかたには、その際に規定の趣旨を十分ご理解いただくこととします。倫理規定の内容には非常に厳しく解釈をした場合遵守できないというものもあるかもしれませんが、倫理規定そのものは道しるべにすぎず、実際の場面でどう行動すべきかについては倫理規定を頭に置きながら会員が各自で見出していかざるをえないものです。だからといって倫理規定を制定する意味がないとは思いません。少なくとも、会員の専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考えさせる機会を提供することになります。これを機会に会員の倫理的行動とはどういうものか、学会で議論を続けたいと存じます。

#### 河出清様から頂いたご意見

責任関係を明確にした完成度の高い案を：

「・・・ねばならない。」と書いてある規定案では、規定を守るのは会員の義務と理解できます。一方、回答では「倫理規定は会員の心構えと規範を自らの意思で外部に宣言するもの」と書かれており、会員は自己責任で規定を守るのであって、学会は責任を負わないこととなります。これでは、責任を取るのは個人であるから規定を守るかどうかは個人の判断に任されている、となり規定案と回答が矛盾しています。また、回答には、規定案は・・・そこまでの検討はしていない、・・・まだ不十分と考えており・・・、十分練れているとは思いません、などの記述があります。

(1)これから制定しようとする倫理規定の倫理とは何か、(2)規定の性格については(a)規定は全会員が守らねばならないものなのか、(b)守らねばならないのなら、賛同する会員と賛同しない会員をどうするのか、(c)守らねばならないのなら罰則を作るのか、(d)学会と会員はどこまで責任を負うのか、など基本的考え方および何故そのように考えるかの根拠

について倫理委員の先生方、理事会の先生方は、会員が本当に納得するところまで、踏み込んで明確にして頂きたい。

委員の先生方は大変お忙しいとは思いますが、将来の学会員のために、完成度の高い規定をご提案頂きたくお願い申し上げます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

「しなければならない。」という表現は「する。」という決意表明の文に修正することといたします。

「学会の倫理規程とは何か」についてのお尋ねですが、その内容は原子力の専門家が専門家として行動するとき守ることを心掛けると自ら宣言する基本方針です。倫理規程案を見ていただくとお分かりいただけるように、これはいくつもの条項からなります。会員が直面するのは、そのすべての条項を矛盾なしに守ることのできる状況ばかりとは限りません。一つの条項を守ろうとすると他の条項を守れないという状況に置かれる場合もありえます。そのような相反問題をどう解決するかは最終的には会員個々の責任に任されます。程度問題ということもあります。どこまでは許され、どこからは許されないのか、その境界線を引く線引き問題の解を実際の状況ごとに出していく責任は、やはり会員個人に帰するので、倫理規程とは、それを機械的に適用しさえすれば倫理的問題を引き起こさずにすむというマニュアルではありません。倫理とは、最後は個人の責任でよりよい解を探し続ける姿勢にあるといっても過言ではありません。しかしながら、結局は個々の会員に任されるとしても、どのような解がより良いかを会員同士で議論し、例題として提示していくことは有用だと考えます。これを進めていけば、個人で悩む範囲を小さくしていくことができます。このような事例研究には時間がかかります。倫理規程制定委員会に引き続き設置が検討されているフォローアップの委員会では、事例研究にも着手すべきであると考えます。倫理規程が制定された後は、会員は自らの解釈のもとにその規程を守るべきです。守らない、守れないと考える会員は、どの条項が問題なのかを明示すべきです。それに基づき、規程の修正を続けていき、より良い倫理規程にしていきたいと考えます。

罰則の点ですが、委員会はこれについて提案せよという付託をまだ理事会から受けておりません。しかしフォローアップの委員会では何らかの提案をしたいと存じます。なお、これも委員会がするのは案作りまでで、決めるのは理事会であり総会であることをご認識おきください。

学会の責任も大きな問題です。たとえば倫理規程を守ったがゆえに所属組織から不利益を得た会員をどう救うのかなど、検討課題はたくさんあります。これもフォローアップ委員会の課題だと考えます。

倫理規程は委員会だけで作るものではないことは是非ともご理解いただきたいと存じます。委員会がどれだけ時間を掛けて案を練り上げても、会員の間で議論がなされなければ、学会の倫理規程とはなりえません。できる限り完成度の高い案作りを目指しますが、会員間の議論も盛り上げるようご支援を要望いたします。

#### 河出清様から頂いたご意見（再度）

倫理規定は、会員の努力目標なのか、守る義務なののでしょうか。もし、義務ならば承認しない人を除名されるのでしょうか。

倫理規定を守らない者への罰則は制定さるのでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.9.25 回答）

「倫理規定は、会員の努力目標なのか、守る義務なののでしょうか。もし、義務ならば承認しない人を除名されるのでしょうか。」とのご質問についての回答

「義務の倫理」の立場に徹する考え方もありますが、それで一致しているわけではありません。一般に「義務の倫理」以外の立場もあることはご理解頂いていると思います。なお、ハリス等の第11章、「倫理を強制することと推進すること」なども参考にして下さい。「除名」等、処分については次の項目でお答えします。

「倫理規定を守らない者への罰則は制定さるのでしょうか。」とのご質問についての回答

倫理規程の前文、憲章をご覧になればお分かりでしょうが、「罰則」は制定されておられません。学会によっては倫理規定を守ることが会員であること条件となっているところもあります。今まで各所でお答えしているように、倫理規定制定委員会では倫理は法律のように罰則で束縛する種類のものとは考えておりません。しかし、JCOのような事例もありますので、倫理規定制定委員会としては、このことは今後問題となりうることと承知しております。

#### 河出清様から頂いたご意見（再々度の1）

「倫理規定は、会員の努力目標なのか、守る義務なののでしょうか。もし、義務ならば承認しない人を除名されるのでしょうか。」との質問についての委員会回答について：

回答は「倫理規定は、会員の努力目標であって、守る義務ではない」との理解してよろしいのですね。また、倫理規定を認めない者は除名するののかとの問いに対する、回答を頂いておりません。ご回答頂きたい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.10.29 回答）

義務が、「守らない者は除名などの処分をする」という意味だとすれば、義務ではありません。憲章の多くの条項では「努力する」、「努める」とし、会員が自らのこととして宣言する形のものとなっています。

#### 河出清様から頂いたご意見（再々度の2）

「倫理規定を守らない者への罰則は制定さるのでしょうか。」との質問についての委員会回答について：

罰則を作るのか作らないのか、委員会の意見を明確に回答してください。「このことは今後問題となりうることと承知しております。」という回答は、今はまだ委員会の意見がはっきり罰則を制定すると一致していないと理解してよろしいのですね。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.10.29 回答）

「倫理規定制定委員会」では、会員の倫理的行動を推進することを主眼として議論してき

ました。「罰則を制定する」ことに関しては、その方向での意見の一致は無く、現状ではむしろ消極的で、したがって入会条件の中に「倫理規程遵守」を「義務」として示すことも行っていません。

## 第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

### 西村慶人様から頂いたご意見

次の文章は、北大の石原先生の書かれたものの一部です。「倫理規定への賛同が入会の条件になることは、倫理規定を制定している学協会では当然のことであるようにも思われるが、実際には、倫理規定の存在すら意識せずに入会手続きが完了してしまう学協会がほとんどであろう。」このような指摘についてはどうお考えですか。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12回答）

原子力学会では倫理規程への賛同を入会の条件とはしておりません。このことについて倫理委員会では議論しておりますが、ご指摘のように「有効な縛り」にならないのであるなら意義は小さいと考え、今のところ理事会にも積極的な働きかけはしておりません。入会の条件にすることより会員に浸透させることこそが大切で、それにはどうしたらいいかを模索しているのが原子力学会の現状です。

## 価値判断は誰がするのかとのご意見とそれに対する委員会の見解

### 原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

#### 斎藤了文様から頂いたご意見

価値判断はだれがするか

「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には」という同じ個所について、条件文であることに注目しよう。ここでは、一般に安全に関わる情報だとした場合に、安全に必要な情報であるということを判断できるのは、会員である。危ないかどうかについて、会員相互に見解の相違がある場合でも、各会員は独自に判断できるというのか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

この条文は「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報」は速やかに公開しなければならないということであり、積極的な行動指針です。もちろん会員間で見解の相違がある場合もあるでしょうが、そのときはよく議論をした上で、憲章に則った判断をするべきでしょう。

（5-3ではかつてこのような表現が使われていたが、現在は「公衆の安全上必要不可欠な情報」という表現に直している。）

#### 宮沢龍雄様から頂いたご意見

5 - 1 は知識、能力によって差が出る項目で項目としてあげるだけに終わってしまうような気がします。情報が正しいかどうかの確認は大変難しい時があります。特に企業のような階層的な組織では正確さの確認や追求には限界があると思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

情報の正しさの確認は容易ではないかもしれませんが。しかし会員は原子力の専門家としてこれを行なう義務があります。原子力の安全に係る情報について自ら確認することを怠ることは倫理的に非難されます。

#### 柴山哲男様から頂いたご意見

憲章 6 条：最終的には自ら判断するとしても独善に陥らないようにする必要がある。例えば「公平・公正な態度で、必要な場合には関係者の意見も聞き、その判断も尊重の上、自ら判断を下すよう努力する」等とする。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

関係者の意見を聞くことは、判断を下すうえでは当然のことでしょう。ここでは、判断を下すのは専門職としての個人の責任であるという、原子力では従来ともすれば希薄化されていた問題をあえて浮き彫りにしています。

### **第 2 回原子力に関する倫理研究会 (2004 年 7 月 23 日開催) で頂いたご意見**

#### 匿名希望 J 様から頂いたご意見

憲章 6 条「・・・自ら判断を下す」は独自の判断で行動すべきであるとの誤解を招きやすい。(理念にある)「自らを省み」、関係者への確認、コミュニケーションを怠らないことを追記したほうがよい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

第 6 条ではなく第 2 条を説明する行動の手引となりますが、2 - 6 .(現在は 2 - 7 )では「独断を避けて関係者に確認する」という表現を、また 2 - 9 .(現在は 2 - 10 )では「他の意見・批判をよく聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加する」という表現を、さらに第 5 条を説明する 5 - 6 .では「他者の意見を傾聴して」という表現を加えて独断を戒めるようにしようとしています。指摘ありがとうございました。

### **倫理規程について法的検討をすべき等のご意見とそれに対する委員会の見解**

#### **原案に対し倫理規程制定 (2001 年 9 月) までに頂いたご意見**

### 岡部茂様から頂いたご意見

国際的、対外的問題は特に考える必要は無いのか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

特に問題が生じるとは考えておりません。もし具体的ご懸念がございましたらご教示くださると幸いです。

### 古川和男様から頂いたご意見 1

規定に従ったが故に損害・被害を受けたならば、賠償は？ 勿論しないのであろうが、それでいいとの考えであらうか？ 未熟（？）な学生も会員では？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

危ないと思ったら上司に危ないと言うべきだと 2 - 5（旧 2 - 4 は新 2 - 4 と 2 - 5 となっている）（現在は 2 - 6）で述べています。もしこれが誤解であったら上司が誤解だと説明できるはずですが。2 - 5（現在は 2 - 6）の主眼点は良い人間関係を職場に作っておくことです。職場環境が悪くなると外部への公開も避けられないことは最近の事例でも明らかであり、法律でも認められております。むしろすでにそのような社会的状態にあることを会員は充分知っておく必要があります。倫理規定は法律でも業務命令でもありませんので、強制力を持ちません。また一方職業倫理として考える中には例外的事例ではあっても職業人が職を賭してでも公衆の安全を守らなければならないという状況も想定されます。どの様に振る舞うかはまさに個人の倫理観によります。

### 古川和男様から頂いたご意見 2

民法・刑法などとなじまない内容は無いのであろうか？ 心配である。法学者がチェックしたのなら、安心であるが。そもそも、学会の定款には抵触しないのであろうか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

公共の秩序、良俗に反するような条文はなく、法律に反することも書いてないと思いますが、正式に決る前に法律の専門家の意見も聞く方が良いと考えています。また定款の中で倫理規定をどう位置付けるかは今後の検討事項です。

### 宮沢龍雄様から頂いたご意見

5 - 2、5 - 3 ですが、これは原子炉規制法でも「内部告発」の奨励が法制化されたようですが、これは法律では仕方が無いかもしれませんが、倫理として取り込む事は抵抗を感じます。「安全に関わる情報」、「公衆の信頼感・安心感を失わないための情報」などは解釈の幅が非常に広く、もしもともにそれを対象にした告発が出てきた場合、学会はどのような責任を取れるのかが心配になります。出来ればここは法律に任せて、拡大する事は避けた方が良いのではないかと思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

法律と倫理規定では役割に差があります。法律はそれを遵守させる強制力を有し、問題を

生じさせた者を罰することに重点が置かれます。自ら生じさせたものでない問題を解決する努力を払わなかったことを罰することに対しては慎重にならざるをえません。一方、倫理規定は会員の心構えと言行の規範であり、会員が自らの意志で外部に対し宣言するものです。専門家は公衆に対し、自ら生じさせたものでない問題についてもそれを解決する努力を払う倫理的義務があります。情報公開は法的義務ではなく倫理的義務であり、ここに明記すべきものと考えます。なお、どのような告発を心配されているのか分かりませんが、倫理規定を誤解して行動し損害を受けた者に対し学会が責任をとる必要はないと考えます。

#### 匿名希望A様から頂いたご意見

告発者を保護する仕組みが必要ではないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

原子炉等規制法において原子力施設の安全確保は義務付けられており、さらにこれに違反する事実があった場合、従業者はその事実を主務大臣に申告することができることになっています。その場合、事業者または使用者はその申告をしたことを理由として従業者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことになっています。すなわち告発者は法的に保護されています。法令には違反しないが、その精神にそって未然に内部告発があった場合などの対応は、今後当学会としても真剣に考えなければならない問題で、倫理規定発効後の活動と考えています。

#### 匿名希望D様から頂いたご意見1

法理的にも無理 学会の設立趣旨に賛同し、発表や情報交流の場を求めて入会した会員には、後からできた厳しい規定を認めよと踏み絵を迫ることになる。「指導的立場」や「不断の努力」、「公開させる」行動を全会員に求めることはできない。努力目標とは言えない規定になってくる。世の中の会員団体にはこの様なことが行われる例は希で、囲碁クラブに入った後から「囲碁の普及発展に努めなければならない」と言われるようなもので、義務はない。法規との関係も未整理で、今後入会する人には承諾を求めるという説明は、それ以前からの会員と差を設けることで問題がある。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

学会の目的の一つが「原子力の開発発展に寄与すること」であることは現在の定款でも謳われているところです。この条文は学会発足当時から存在したもので、その精神は全会員が理解しているものと期待いたします。入会後に規則が変わり、「原子力の開発発展に寄与する」よう言われたのでないことはご理解ください。

また、囲碁クラブを例として使われていますが、囲碁クラブと学会ではその使命がまったく違います。学会は今、専門家の見解を社会に示していくことが求められており、声明や技術基準の発表などに力を入れています。これらが社会に受け入れられるためには、どのような組織がそれを発表したのかについての説明が必要です。その組織の構成員の倫理観

がどのようなものであるかを示すことも説明責任の一つです。自分たちだけで楽しんでいればよい囲碁クラブと同列に論じることはおやめください。

組織は時代の要請に応じてその事業内容を変えていく必要があります。組織の規則や形態は構成員全員の合意がなければ変更できないというものではありません。規則に基づき民主的な手続きを踏めば変更することができます。倫理規程の制定は、会員の専門職に関する倫理観の共通部分を明文化し内外に示すということで、ある意味では大きな変更にあたります。したがって規則に基づき民主的手続きにしたがって制定されなければなりません。この手続きをどうするかは理事会や総会が判断することで、制定委員会が決定するものではありません。しかし委員会として民主的手続きがとられることを切望していることだけは申し添えます。

今後入会する人だけを差別するのは確かに問題です。そのような提案は委員会としては行っておりません。

#### 匿名希望D様から頂いたご意見2

会員の保護 公開の内部告発が組織の守秘義務に上回る規定となるのであれば、法規では、組織がその者の違反を問うてはならない旨明記して保護しているが、学会には保護の権限がないのに義務として奨励しているのは、無責任となる。組織内で差別を受けた場合、学会に訴えたら、また学会を訴えたらどうできるか考える必要がある。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

現状では学会には会員を保護する能力がないのは事実です。改正された炉規法により保護されることにはなっていますが、それで十分であるとも考えておりません。専門家として倫理的な行動をした会員が職業上の不利益をこうむった場合、学会としてその会員を支援する手立てはいろいろ考えられます。倫理規程制定委員会に引き続き設置が検討されているフォローアップの委員会では、そのような制度の検討にも着手すべきだと考えます。

なお、倫理規程はその条項を字句どおり適用しさえすれば良いというものではないことは、ご意見2への回答でも書きました。実際にどのような行動をとるかは最終的には会員個人の判断に委ねられます。当面、学会としてできることは、会員が常に倫理を意識して専門職を遂行するよう呼びかけることと、どのような行為が倫理的かのガイドラインを示すことだけです。この点を会員が理解すれば、会員が学会を訴えるようなことは生じ得ないと考えます。

### **第2回原子力に関する倫理研究会(2004年7月23日開催)で頂いたご意見**

#### 匿名希望I様から頂いたご意見

会員は、組織の守秘義務に関わる情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。

法的に問題はないのか？ 「守秘義務違反」で訴えられたら勝てるのか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

この条文に従って守秘義務違反した会員は罪を問われる可能性はあります。したがって会員は個人の責任で情報公開しなければなりません。この条文は会員に対し非常に厳しい要求をしているということは倫理委員会としてもよく承知しております。それでも会員には公衆の安全第一で行動していただきたいと考えます。なお、問題になるのはどこまでが「公衆の安全」のため必要な情報かに関する判断です。これについても会員は自己の責任において正しい判断をしていただきたいと存じます。なお、この条文があるため学会が訴えられることはないかという点については、顧問の弁護士に相談し、そのような問題は生じないという判断をいただいています。

### **倫理規程と定款の関係を検討すべき等のご意見とそれに対する委員会の見解**

#### **原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見**

##### 北村正晴様から頂いたご意見

気になるのは、倫理規定単独の問題ではなく、学会の目的にも関連する疑問点です。本学会の目的は、「原子力の開発発展に寄与する」こととなっています。これは一見当然のようですが、実際には学会員の中にはこの趣旨に賛成ではないと推測される意見の持ち主（簡単には原子力反対意見の持ち主）もおられます。また純粋に学問的な興味から会員になっている方もおられます。そのような方々にとっては上記目的自体があてはまらないので、倫理規定に見られる基本姿勢も当然ながらあてはまりが悪いでしょう。原子力学会員はすべからく「原子力の開発発展に寄与」すべきであり、たとえば「原子力発電からの段階的な撤退」を目指す人間は入会すべきでないのでしょうか？

##### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

原子力が現在広く利用されていることは誰も否定することはできません。原子力利用そのものに反対であるなら、代替策を明示し、現在の原子力利用をどうしていくのかを示す必要があります。そのための不断的努力をする者は会員の資格を有すると考えます。したがって、定款における目的は、原子力に反対する意見をお持ちの方を排除するものではないと解釈すべきと考えております。

#### **第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見**

##### 西村慶人様から頂いたご意見

憲章8「会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、その職の社会的な評価を高めよう努力する。」について

私はこの条文にいささか違和感を覚えます。

第一の理由は非常に単純です。ある仕事を自らの生業とし、それに誇りを感じるようになるのは、その仕事である程度の研鑽を積み、その仕事の本質を理解したうえでのことではないでしょうか。しかし、原子力学会にはこれから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も多く入会していることと思います。彼らに、原子力に携わる「誇り」を求めるのは、少し無理があるのではないのでしょうか。

第二はより重要かと思えます。どこであれ、当然原子力に反対の人がいます。そのような人が「原子力に従事することに誇りを持つ」というのは、言葉の意味から言ってもありえないことです。しかし一方で、原子力学会には、原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを考えると、この「憲章8」は、ある種の「踏み絵」になっていないのでしょうか。つまり、原子力に反対の人は入会をお断りします、という意味を含んでしまっているのではないのでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

まず、第一の理由に対しお答えします。これから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も、既にその道を選んだからには誇りを持つべきだと考えます。自ら選んだ道の意義を認めず、卑屈さを感じながら原子力に従事することは避けるよう、私たちは要求します。次に第二の理由へのお答えですが、これは学会の定款と関係しています。原子力学会という組織は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」が目的です。だからといって原子力に反対する人の入会を断ることににはならないと思いますが、倫理規程は定款を踏まえたものであるべきであり、「原子力に誇りを持つ」ことの要求はおかしなものではないと思います。

### 2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

#### 匿名希望 P 様から頂いたご意見

憲章 8 条の「誇りを持ち」について

誇りは持てと言われても、持てないような状況の中では、持てませんし、持つなといわれても内側から湧いてきてしまうだと思います。「誇りを持つ」ないのが現状であるのなら、何に起因しているのかを考察することが必要で、「持て。」と号令を掛けても、事態は変わらないと思います。

以前の倫理委員会の意見募集に寄せられた質問や意見を載せたページに以下のような記述がありました。(以下、原子力学会 HP から抜粋)

「これから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も、既にその道を選んだからには誇りを持つべきだと考えます。自ら選んだ道の意義を認めず、卑屈さを感じながら原

子力に従事することは避けるよう、私たちは要求します。」(倫理委員会の回答部分)

「原子力学会には原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを考えると、この「憲章 8」は、ある種の「踏み絵」になっていないのでしょうか。」という質問に「原子力学会という組織は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」が目的です。だからといって原子力に反対する人の入会を断ることににはならないと思いますが、倫理規定は定款を踏まえたものであるべきであり、「原子力に誇りを持つ」ことの要求はおかしなものではないと思います。」との回答がありました。

「なぜ原子力の平和利用が必要なのか、の観点からの倫理規定の重要性について、特に解説が必要と考える。」という意見に対して、「原子力学会の目的は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること(日本原子力学会定款第 2 条)」ですので、会員は誰も原子力の平和利用の必要性を理解しているものと思います。」という回答でした。

「原子力がなぜ、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができるのか、についての解説が必要」という意見に対しては、「原子力が人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができる」ことこそが原子力の平和利用を進める理由であり、「原子力の開発発展に寄与する(日本原子力学会定款第 2 条)」ことを目指す会員誰もが認めているところだと思います。」という回答です。

以上を読むと、倫理委員会としては、「定款から考えて、会員は原子力の発展を考えているということが大前提」で、「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している」人はいないと考えている、と感じられます。「原子力に反対する人の入会を断ることににはならない」と言いながら、そのような人は入会していない、あるいは入会すべきでないと考えていると感じられます。そのような人を排除することを、倫理委員会が肯定しているとは思いたくはありません。(もし、肯定しているとすれば、2 - 9、4 - 2・3、5 - 2・3・5・6・7、6 - 2・3などは、空疎に響きます。)もし肯定していないのであれば、そのような人を排除する方向に作用するような定款自体の見直しを提案することが、倫理委員会の大切な役目だと考えます。それは、大変難しいことであるということは承知しているつもりですが、5 - 7 はこのようなことを要求しているのではないのでしょうか。

定款が作られた頃には、多くの人が「原子力の開発発展」という目的に疑問を持たなかったのだと思います。1970年、大阪万博の会場では、原子力発電所からの送電が、喝采されたと聞いています。2005年、愛知万博の会場では、トヨタ館は風力発電を利用し、太陽光発電や燃料電池が注目を集めています。原子力学会の目的は、いまだに「原子力の

開発発展」だけなのでしょう。原子力発電からの撤退を視野に入れた研究も意義があり、誇りの持てる研究であり、人々の尊敬の対象に十分なり得ると思います。原子力の「研究」を「開発発展」の方向だけに限定することはないと思います。幅の広い考え方をを持った人を受け入れてこそ、「技術と社会の調和」を考えられる学会になり、高い社会的評価を得られる学会になると思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

倫理委員会としては「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会に入っておられることは今や自然なことと考えております。そして、そのような方も誇りをもって活動していただきたいと存じます。そのような活動を「原子力業務」と呼ぶのは不自然だとのご意見もあるかとは思いますが、そこはその方の「言葉に置き直して」いただきたいと存じます。置き直した憲章8条はそのような会員についても有意義だと考えています。ただ、倫理委員会は日本原子力学会の委員会であり、学会の定款には縛られます。したがって「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」を目的とする会員の倫理規程を作るのは当然であり、定款を無視することはできません。この「原子力の開発発展に寄与」を「原子力技術開発を止めるための努力をすること」にまで拡大解釈することには無理があることを倫理委員会としても認識しています。拡大解釈を放置することは「ルールの形骸化」を招くことであり、好ましいこととは考えておりません。

また、定款の改正は所轄官庁である文部科学省の承認が必要であり、特に目的の改正は非常に困難なものです。先ごろ、前記学会の目的を「原子力の平和利用に関する学術の進歩と産業の振興をはかり、もって人類社会の持続的発展に貢献することを目的とする。」に変更させて欲しいと申し出たのですが、認可されませんでした。目的を変更するならいったん解散して新しい学会を作ればいいというのが所轄官庁の方針のようです。このような状況では定款の見直しを理事会等に要求するのは難しいということはどうかご理解ください。しかしながら、これまで過去の説明等で、原子力学会の現状目的にこだわり、議論をしたことは不適切な面もあったと反省いたします。「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会に入っていることも自然なことと捉え、そういう会員も尊重できる倫理規程の制定を目指し、今後とも倫理規程の検討を進めたいと存じます。

なお、「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会員であることは、定款および細則に違反の恐れがある、とする意見の委員が上記委員会回答に対し反対されました。（課題の重要性に鑑み追記しました。）

#### **非会員への対策が必要とのご意見とそれに対する委員会の見解**

## 原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

### 岡部茂様から頂いたご意見

原発関係者で重役、所長、部長、などの役職者、その他、原子力学会に入っていない人々、が可成り多数いる事を念頭において欲しい。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

行動指針の最初に「本倫理規定は会員の専門活動について定めたものであるが、非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても会員は一定の責任を有することを自覚しなければならない。すなわち会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させ、もってトラブルを防止するよう努めなければならない。」と書いた理由はこれを念頭においたことです。

また、本規定は正会員のみならず、賛助会員等にも適用されるものであることを原子力関係機関の管理者は意識する必要があります。

### 匿名希望C様から頂いたご意見

かねてから、原子力関係者の不祥事を契機に検討してこられ、制定の運びとなったことは結構なことだと考えます。しかし、JCO事故などを考えると、次のことも考慮しなければ、学会の自己満足に終わり、実際の意味はなさないのではないかと考えられます。最近の大きな事故は、学会にも入会していない小さな事業者が起こす恐れがあると考えられること。（社員が学会に出るような風土の企業は社員自から安全の見極めができるのであのような、いわゆる原子力事故は起こすことはないと考えます。）安全について社員の意見具申を聞かない、あるいは言わせない企業はないと言えるでしょう・・・学会が心配する必要はないのでは無いでしょうか。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

行動指針前文の「非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても会員は一定の責任を有することを自覚しなければならない。」は学会が指導的役割を果たすことによって非会員の生じさせるトラブルの防止にも努めるという意味表示です。これは個人だけでなく組織も対象となります。（なお、JCOは会社として賛助会員で、社員数名が正会員でした）

### 殿岡衛様から頂いたご意見

行動指針前文で「指導的役割を果たす」という表現は、その意気込みはよいのですが、専門家としての奢りにつながるような印象を受けます。何となくの印象ですが、外から見たときのことも考えた表現にされてはいかがでしょうか。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

この部分は非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しての会員の責任を述べたもの

です。非会員に対して会員がとりうる行為は指導であるべきだと考えます。それを奢りと考え、非会員にへりくだる態度をとってはいは、原子力分野のトラブルを減らすことはできないと思います。この表現でご納得いただければ幸いです。

なお、指導的役割を果たすのはあくまで専門の分野の行動についてであり、日常生活一般についてでないことは当然です。

(現在は「責任ある役割」という表現に改訂している。)

## 会員は多様であることへの配慮をとのご意見とそれに対する委員会の見解

### 原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

#### 北村正晴様から頂いたご意見

ご高承のように、倫理規定はプロフェッショナル集団が自律的に定めるものですが、純粋な学術団体には「倫理規定」は不要と聞いております。米国哲学会は倫理綱領を持たず、米国物理学会は1992年に至ってやっと倫理規定を策定したがそこでは研究倫理についてのみ触れているということです。日本原子力学会は、定款に明記された目的や今回の倫理規定からは自分たちをプロフェッショナル集団で単なる学術団体ではないと位置づけているように思われます。しかし学術団体とだけ信じて疑わない(定款など読んだことがない)会員、すなはちノンプロフェッショナル的会員も多々おられましょう。その方々にこの規定を受け入れていただくのでしょうか?それともこの規定は学会員全員ではなく、その内の原子力関連業務を生業としているサブグループを対象にしていると理解すべきでしょうか?

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

学術団体とだけ信じて疑わない会員の方も含め、専門家の倫理について考えていただくのが倫理規定制定の趣旨です。規定の対象はあくまで会員全員です。

### 第2回原子力に関する倫理研究会(2004年7月23日開催)で頂いたご意見

#### 村松龍夫様から頂いたご意見

全体的に・・・原子力発電は電気、機械、原子力、放射線化学、土木、建築などの様々な技術領域が相互に強いつながりを待ちながら支え、また、現場では関係企業も含め様々な方が関わる裾野の広い分野と思います。原子力に関わる技術者として共有すべき倫理観(行動の手引き)をまず明示し、その上で、特に原子力の専門家として求められる倫理観(行動の手引き)を明示したものと、使い勝手がよいと思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.7.12回答)

貴重なご意見、大変ありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。

その結果を以下に回答させていただきます。

原子力学会の倫理規程ですので、原子力学会会員皆が守るべき規範を示しています。原子力学会会員は必ずしも「原子力の専門家」だけでなく「原子力に関わる様々な分野の専門家」もいると考えております。そこで行動の手引も原子力に関わる技術者として共有すべき倫理観を示したものです。なお、特に原子力の専門家として求められる倫理観というものもあるとは思いますが、それについては各人が倫理規程を自分の言葉に置き換える段階で作っていただけたら、と存じます。

## 組織と個人に関する意見とそれに対する委員会の見解

### 原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

#### 斎藤了文様から頂いたご意見

この倫理規定は誰に対するものか。

倫理規定案の行動指針は、多くの場合、「会員は」という言葉からはじまる。つまり、会員のすべきことを述べている。ただ、4 - 5と5 - 3については、「組織は」という表現が用いられている。原子力学会の倫理規定は、会員以外に組織の行動を制約できるのか、（法人会員の倫理規定だとしても、法人の行動を制約できるのか。）\*組織に対する論点を含めたい、というのは分かるにしても、学会の倫理規定として整合的なのか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

原子力学会には個人会員以外に賛助会員という法人会員が入会しています。本倫理規定は会員の合意に基づく意志表示ですから、法人会員が合意するならばその後は本規定に従う倫理的義務を生じると考えます。ただ、4 - 5と5 - 3については法的にも根拠のある規定ですので、会員以外の組織についても法的にこの制約を受けるものと考えます。

（現在は「組織は」という表現をできるだけ避けるよう訂正した。）

#### 宅間正夫様から頂いたご意見

「組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人<もそ>の責任が大きい<を免れない>ことを忘れてはならない。」とする。

理由：単に「個人の責任が大きい」というと量的なものにとられるが、大小をとわず責任を自覚せよ、というのならこのほうがよくないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

組織のモラルもその源は個人にあります。ご提案のように組織の責任と個人の責任を対置するより、原文のほうがこのことを鮮明に表していると思いますので、原文のままとさせていただきます。

### 武田邦彦様から頂いたご意見

行動指針について

組織と個人の関係について

「組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織がはたすべき・・・」のところですが、組織の命令や組織との契約内容が本憲章と異なる場合についての行動指針がもっとも大切では無いかと存じます。たとえば、個人としての責任を軽視するとは限らないので、それより「組織人において組織の命令や雇用主との契約内容が本倫理規定と反する場合であって、会員が本倫理規定と反する行為を実施する場合には、組織からの脱離または会の脱退を選択しなければならない」としてはどうでしょうか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

所属する組織との間で利害等の相反があるとき、その解決方法は組織をやめることだけではありません。会員はそれ以上の努力、すなわち 2 - 4 . (現在は 2 - 5 ) などで安全性の確保のため組織を変革する努力までもすべきです。単純に二者選択を迫るのはかえって有害だと考えます。特に我々は今、先ずこの規定を会員によく咀嚼して、考えて頂きたいという導入段階なので、その段階で組織からの脱離、あるいは学会からの退会などの選択を迫るべきではないと存じます。

### 古川和男様から頂いたご意見

「組織」とは？ 少し説明してあるようであるが、例えば「国家」はどうなる？大丈夫であろうか、入れて。では、「学会」は？ 責任が持てるか、まず役員が。持てなければ？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

本学会倫理規定の基盤である工学倫理は技術職業人（「工学技術者」の方が適当かも知れません）の職業倫理となるものです。従って工学技術者と所属する組織との関係は工学倫理の観点で極めて重要です。このような意味において、行政府の中の諸機関は組織に該当しますが、生まれながらにして所属する“家庭”や“国家”は組織には該当しません。“学会”はもちろん該当します。

### 宮沢龍雄様から頂いたご意見

3 - 5 (現在は 3 - 6 ) 4 - 2 , 4 - 3、4 - 5、は企業に勤めている会員にはかなりの重荷を要求するものでは無いでしょうか？各企業の経営方針（当然企業倫理は確立しているはず）に基いた仕組みに、個人能力向上の環境改善、作業環境の改善、などを進言する事にはかなりの能力や経営情報が必要で、一般論として要求する事には無理があると思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ここで述べていることは組織に所属する会員への努力目標ですが、ご指摘のように会員個人への大きな負担となりうるかも知れません。しかし、企業倫理の確立した組織なら原則

的には改善提案は可能なはずであり、また会員は常に「人類の福祉・・・」への貢献という絶対的な尺度を持って改善提案をすべきと考えます。経営情報というよりもむしろ、先に述べた絶対的な尺度を基にした判断が可能なように、常に個人の能力向上を図ることが必要なのではないのでしょうか。本条項はそのようなことを要求していると思います。

#### 殿岡衛様から頂いたご意見

門外漢の立場からすると、これまで規定がなかったことのほうが、おかしいとも思えます。門外漢と言いながら、実は私は法人会員の職員でもあり、規定の遵守が義務付けられるのか・・・？

このあたりのことも、今後外部への説明が必要だろうと思いました。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

倫理規程をもっと早く制定すべきであったという点は同感です。

法人会員はその構成員が倫理規程を守るよう指導する義務があります。その意味ではご意見提出者も倫理規程と無関係ではありません。この点については行動の手引き前文で「会員には・・・賛助会員の企業または団体も含まれる」と明記しております。

### **倫理規程の理念実現のあり方に関するご意見とそれに対する委員会の見解**

#### **原案に対し倫理規程制定（2001年9月）頃までに頂いたご意見**

##### 匿名希望A様から頂いたご意見

行動指針 2 - 7（現在は 2 - 9）では、具体的にどのようにして「公衆の安心」を生み出すかがわからない。

##### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

条文に書いてあること以上の具体策は、会員が各自の立場や状況に応じて自ら考えていかなければならないものと考えます。その際、この行動指針文にもある通り、「信頼感」が大きな役割を演じることは確かだと考えます。

##### 匿名希望B様から頂いたご意見 1

一体安全性とは何か、経済性が優先するとはどのようなことか、経済性と安全性とをどのように比較するのか、過信することとはどのようなことか、安心を押し付けるということとはどのようなことか、慎重とはどのようなことか、このようなことをきちんと議論していない。倫理の深み、哲学が感じられません。

##### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご指摘の通り、「安全性とは何か」等々の問題は個別のケースごとに微妙に異なってきます。したがって倫理規定はそれに従えば自動的に倫理的問題を解決できるというものではありません。

ません。例えば、経済性を考えるときには安全性にも配慮し、安全性を考えるときには経済性にも配慮するが、両者が相反する場合には安全性を優先することを言っています。しかし、個々のケースで問題は単純ではありません。倫理規定を定めることで具体的にどうあるべきか議論が開始されることをまず願うものです。

#### 匿名希望B様から頂いたご意見2

精神論であっても、とりわけ原子力は危険と裏腹であり、絶えず安心を戒め、注意を喚起することは大事である。問題提起になる。倫理規定が職場に貼られれば実効もある。たとえば、それはそうでしょうが、お役所が通達を出すのと大して変わらない。他の各項の多くも、至極当然な内容は多いものの、小生には単なるJCOの過敏な対応、一方的反省＝土下座、内向き、束縛としか感じられません。学会は成熟した会員の、自由な考えや、行動の発露の場である。どのような心構え、言行の規範、戒め、相互監視も無用、むしろ自由な発想を阻害し、原子力技術者や企業をして萎縮、卑下させ、あるいは日陰者にするという考え方もあり得る。JCOを社会的にどのように評価するのか、それは学問的には、我が国はまだ赤ん坊の状況で、全くわかっていないと考えます。チェルノブイリやTMIとどの程度の差があるのか、JCOや動燃での種々の事故は、当事者にも問題は少なからずあるとしても、社会にも許容、寛容を求める位の性質のものと考えます。会員の真剣な研究、相互、あるいは社会との健全、活発かつ真剣な議論が不可欠です。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

会員の真剣な研究、相互、あるいは社会との健全、活発かつ真剣な議論が不可欠なことはまさにその通りです。その一つとして倫理問題があります。学会としては倫理規定委員会を継続設置し、倫理問題の成熟をはかっていくよう努力します。

#### 匿名希望B様から頂いたご意見3

確かに、原子力は社会との対峙が他の学問分野以上に要求され、政治に巻き込まれる宿命と歴史があります。しかし、不幸にして、ことあるごとに、原子力や技術者がさらされてきたのは、真実や学問の成果、技術者の使命感や責任感とは無縁の、むしろ不本意な、政治的解決の連続であったと思われます。規定の精神はわかりますが、内向きであり、方向違いである。学会は愚鈍に真実を追求し、成果を主張し続ける努力をし続けなければならない。学会は、いかにして社会に役立つ学問を誘起し、発掘し、育てるか。政治やマスコミにむしろ耳障りな内容でも正確に発信するか、意見を述べるか、そこに努力を傾注しなければならない。安全性と経済性、どこまで安心、何故過信、わからないことはわからないと言わなければならない。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

社会に対して学会が発言していくことは今後ますます重要になり、かつ一般の人々からも要望されると考えます。社会からの一層の信頼感を得るためにも、会員が技術者倫理について考える機会を与えるのは学会の役割の一つと考えます。

### 古川和男様から頂いたご意見

前回質問の主要部を再記すると「倫理規定を会員に押し付ける前に、何はともあれ、役員のための会則遵守の宣誓書案をつくるのが先では？ 学会自体を改革することである、少しでも。」という事です、我々会員を含め、それが実行されつつあるかは、自明ではありません。「倫理規定」を作った途端に終りになりませんか？ 少なくとも、役員などの「倫理規定」を明確にし、宣誓させる事位は審議してみて返事を頂きたいです。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

委員会宛てにご意見を頂きましたが、委員会はこの件について回答する権限を持っておりません。しかし重要なご指摘ですので、この件は委員会から理事会へ申し伝えます。

## **第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見**

### 西村慶人様から頂いたご意見 1

まず、私は倫理規程や行動の手引きを整備することについて、それが良くない、などと考えているわけでは決してなく、むしろそういったものは整備されるべきだと心底思っており、その点で日本原子力学会の先進的な活動は本当にすばらしいものと思っています。ですから、以下の文言は、反語文のようなものではなく、純粹に疑問文として捉えて頂きたいと思います。

私の疑問とは、「倫理規程や行動の手引きは方程式なのか」ということです。これは、NSPEの事例邦訳をした、という私の経験から考えたことです。方程式は、xに数値を代入すれば紛れのない解を導き出すことができます。NSPEの事例から感じたのは、これらも一種の方程式ではなからうか、ということです。つまり、ある事例がある、それにはこの条文を当てはめる、そうするとどう行動すべきかの紛れもない回答がでる、というものではないかということです。

もし倫理規程や行動の手引きが方程式であるとした場合には、次のようなことが帰結すると思います。第一は自律の喪失です。「自律」は、カント哲学に淵源する概念ですが、そのようなことを言うまでもなく、自律は人間の尊厳の源として、損なわれてはならない価値であると思います。もし技術者が問題に遭遇した場合、機械的に手引きに従えば正解が出る、というのであれば、それは技術者の「自律」を損なうことになります。それは極論すれば人間の道具化にもつながるのではないかと思います。しかし、かといって無分別に行動すればよい、ということであればリスクが大きくなりますから、その点で一種のジレンマがあると思います。この点についてのお考えをお伺いしたく思います。

第二の帰結は、いわば極端な保守主義です。つまり、あらゆるリスクテイクをするな、ということになりはしないでしょうか。この点は、私も倫理規程や行動の手引きを完全に知悉しているわけではないので、迂闊なことは言えないのですが、一般的に倫理規程などは、

リスクを最小化するような行動を求めるものであるような気がします。これはとりわけ「憲章2」およびそれに関わる行動の手引きから考えたことです。しかし、経済であれ技術であれ、ノーリスクハイリターンということは絶対にはないものであって、技術の進歩や効率化のためには、許容される範囲内で、リスクを冒すことも必要になってくると思います。この点のバランスをどう取るか、ということをお伺いしたく思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

大変難しいご質問であり、的確なお答えができないことはお許しください。

第一の「倫理規程や行動の手引きは方程式のように確実に答えが出るものか」というご質問に対しては、そうは考えていないとお答えします。行動の手引の前文にも掲げていますように、私たちは倫理規程とは「自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとする」ものと考えています。本当に厳しい局面では倫理規程は必ずしも答えを与えてくれません。行動の手引前文には「我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。」とも書いてあります。相反問題にぶつかったとき、いくつもの守るべき規範に順位付けをして、どのように振舞うのか、それは会員が自分自身で悩んで答えを見つけるしかないのだと思います。それにも拘らず倫理規程を定めておくのは、守るべき規範のいくつかを忘れて行動するなどの過ちを犯さないためです。倫理規程は人間が自律的に行動する際の手助けとなる「道具」だと思います。

第二の「倫理規程は極端に保守的な行動を要求するものなのか」というご質問ですが、そうあってはならないと思います。安全だけを重視して何もするな、などとは主張していません。憲章の第1条に「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。」を置いた理由もそこにあります。安全も重要ですが、人類への貢献はある意味ではそれ以上に重要と考えています。ただ、具体的にどうするか、バランスをどうとるか、の答えまでは倫理規程の中では示すことはできません。ずるいようですが、それはやはり会員が自分自身で悩んで答えを見つけるしかないのだと思います。将来的には、このような点については倫理規程として答えを示すのではなく、事例集のようなものの中で答えを示したらどうかと考えています。すなわち、「このような局面ではこのように振舞うことが好ましい」という事例です。それには時間がかかります。温かい目で見守っていただければ幸いです。

#### 西村慶人様から頂いたご意見2

次の文章は、北大の石原先生の書かれたものの一部です。「倫理規定への賛同が入会の条件になることは、倫理規定を制定している学協会では当然のことであるようにも思われるが、実際には、倫理規定の存在すら意識せずに入会手続きが完了してしまう学協会がほとんどであろう。」このような指摘についてはどうお考えですか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

原子力学会では倫理規程への賛同を入会の条件とはしておりません。このことについて倫理委員会では議論しておりますが、ご指摘のように「有効な縛り」にならないのであるな

ら意義は小さいと考え、今のところ理事会にも積極的な働きかけはしておりません。入会の条件にすることより会員に浸透させることこそが大切で、それにはどうしたらいいかを模索しているのが原子力学会の現状です。

#### 匿名希望G様から頂いたご意見

専門的であると、社会との調和が取りにくくなる。憲章を実のあるものとするために、この点をカバーする仕組み（ネットワーク）が、望まれる。憲章にもその趣旨を盛り込む必要がある。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

学会の倫理規程ですので、専門家としての心得を規定しています。社会との調和を意識し、例えば5 - 5 . に「相手の立場に立つ姿勢で分かりやすく説明する」と「相手の立場に立つ姿勢で」を追記するなど、専門家が陥りやすい過ちの避け方を丁寧に示すようにしました。ご指摘の「ネットワーク」とはこの倫理規程の利用方法を含むものかと理解しますが、倫理委員会としてはそのような努力もしていきたいと存じます。

#### 匿名希望M様から頂いたご意見 1

以下のような過去の主な事故について、行動の手引きに照らした解説を作ってはどうか。具体的な事例により、倫理規定の意義、意味がよりよく理解できると考える。

- もんじゅナトリウム漏洩事故(H7年12月)
- アスファルト固化装置火災(H9年3月)
- JCO事故(H11年9月)
- 東京電力問題(H14年8月)

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

事例集は倫理規程を理解するために非常に役立つものだと考えております。今後作成していきたいと存じます。

#### 匿名希望M様から頂いたご意見 2

また、今後原子力に関する事故・事象が発生した場合には、その事故・事象に対し倫理委員会が、行動の手引きに照らした見解を可能な限り速やかに発表することとしてはどうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

東京電力問題に際しましては、倫理委員会としての見解を発表しております。平成14年9月15日に意見表明した後、同年10月18日には提言をしております。さらにその後の東京電力の取り組みを注視し、平成17年4月25日に見解を発表しています。また、関西電力美浜発電所3号機の事故に関しましても平成17年4月30日に見解を発表しました。これらについてはホームページ

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/committee/act.html>

（現在は<http://www.aesj-ethics.org/>）をご覧ください。

今後とも必要なときは提言や見解の発表など同様な活動をしていく所存です。

## 2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

### 匿名希望P様から頂いたご意見1

今回、倫理委員会が、ここまで「社会の信頼、社会的評価」を強調しているということは、今までは、「社会からあまり信頼されていなかった」という認識が前提と考えられます。どうして、信頼がないのかについて、どのように考察されたのでしょうか。「社会の信頼を得る」ためにはどうすればよいかについて、検討が不十分であるように感じます。

本来、「社会の信頼」は「社会の信頼を得ようと努力して」得るものではなく、誠実な行動の積み重ねに対して「社会は信頼を寄せる」と、私は、考えます。そして、今までの信頼のなさの原因として私が思い浮かべることは、「もんじゅのナトリウム漏洩事故」「東電の検査データにかかわる不正」などです。事故に関するだけでなく、公衆向けのパンフレット、長計立案のための資料などでも誠実さが感じられないことが多々あります。

意図的な隠蔽は論外で、通常業務（自己の仕事）において誠実であること、さらには6-2にあるように「公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努め」て欲しいと思います。大切なことは「情報公開」「話し合う姿勢（人の意見を聴く・自分の価値観を押しつけない）」だと思えます。憲章の5、6は、この点が書かれていて、手引きの解説も丁寧かつ分かりやすく、とても好感が持てます。しかし、憲章の5、6を行動に移すことを個人の努力だけに期待するのは、無理があるように思えます。また、7-3が5-2、5-3を押さえ込んでしまわないだろうか、気掛かりです。

個人を支えるための仕組みを作ることが必要であろうと思います。例えば、企業倫理でよく取り上げられるのが、内部通報システムです。さらに具体的例としては、昨年の再処理工場の稼働に関する議論の場で、個人として参加した場合には、個人としての意見表明を認め、それが組織としての見解と一致しなくても、処分などをしないことを、明文化するようなことが考えられます。この点からすると、5-3の表現は前回（会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。）に比べて、後退したように感じます。憲章5、6を掛け声だけに終わらせずに、実行できるよう支援する仕組みづくりを、是非、お願いいたします。

おそらく、今までも、「社会の信頼を得る」ということは念頭にあり、それに向けての努力はなされてきたのだと思います。「社会の信頼を得よう努力する。」がいつの間にか、「社会に非難されることをしない。」になり、「社会に非難されそうなことは、隠す。」になってしまったのではないのでしょうか。そうであるなら、今回の倫理規程では、「社会の信頼を得る」という目標を掲げるよりも、社会の信頼を得るために「すべきこと」を明確に表現することに重点を置くことが適当と考えます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

「社会の信頼を得る」ためにはどうすればよいかについては今後しっかり倫理委員会で検討していきます。憲章7条は「あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり」という条件付きのものです。7条により憲章5条がないがしろにされることはないよう、この条件を付けています。憲章5、6条を掛け声だけに終わらせず、実行できるよう支援する仕組み作りの必要性はよく理解しますので、どのような活動をすべきか、今後検討します。

社会の信頼を得るために「すべきこと」を明確に表現することが大切というご指摘もその通りだと思います。今後の検討の中で、倫理規程や事例集への盛り込みを具体化したいと思います。次回の改訂の際には改めて議論することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきますと存じます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 再回答）

ご指摘、ありがとうございます。ご趣旨はよく理解しますが、「すべきこと」を網羅的に記述することは倫理規程の限界を超えます。「すべきこと」は会員それぞれが考えねばならないことであり、この倫理規程はそれに役立つものだと思います。

#### 匿名希望P様から頂いたご意見2

行動の手引8-3（現在は8-4）で「原子力という技術を扱う集団・技術者」に社会は、「特別の責任・倫理観を求めている」とあります。そして、この倫理規程は、「技術者」の行動を倫理的によい方向に導くものではあると思います。しかし、社会が問題にしているもう一つのことは、原子力という「技術自体」の倫理性（非倫理的側面）です。（具体的には、核兵器との関連、労働者の被曝、放射性廃棄物を後の世代に残すことなど。）

このことが、原子力業務に誇りを持てるかどうかに関わっていると思います。この点についても考察をお願いします。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

どのような技術も人類の福祉に役立つ可能性と兵器転用などで人類に害を及ぼす可能性の両面があります。またどのような技術も廃棄物など負の面があります。ただ原子力は核兵器開発から出発したという不幸な歴史があること、チェルノブイリなどで一般公衆にも大きな被害を与えたことがあることなどから、これらを決して軽視してはなりません。ただ、技術自体に倫理性があるわけではなく、あくまで技術をどのように使うかの問題だと考えています。